

令和6年2月20日 提出(追加)

笛吹市長 山下 政樹



目 次

議案第48号 笛吹市手数料条例の一部改正について

議案第49号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)について

議案第 48 号

笛吹市手数料条例の一部改正について

笛吹市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市手数料条例の一部を改正する条例

笛吹市手数料条例(平成 16 年笛吹市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

別表中 1 の項手数料を徴収する事項の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| 1 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付 |
|--|

別表中 3 の項を次のように改める。

3 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるもの)に限る。以下この項及び 6 の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明	1 件につき	400 円
--	--------	-------

する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
--	--	--

別表中 40 の項を 42 の項とし、7 の項から 39 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表の 6 の項中「受理した書類」の次に「の閲覧又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類 1 件」を「1 件」に改め、同項を同表の 8 の項とし、同表の 5 の項中「又は戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)」を「、戸籍法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表の 7 の項とし、同表中 4 の項を 5 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1 件につき	700 円
--	--------	-------

別表中 3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは	1 通につき	750 円
---	--------	-------

同法第 126 条の規定に基づく除かれた 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同 法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除 籍証明書の交付		
--	--	--

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、手数料を徴収する事項及びその金額を追加するため、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市手数料条例(平成16年笛吹市条例第66号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条、第7条関係)			別表(第2条、第7条関係)		
手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円 ただし、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器による交付の場合は、350円とする	1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって作成された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円 ただし、市及び民間事業者が設置する証明書自動交付機能を有する機器による交付の場合は、350円とする
2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)
3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該	1件につき	400円	[新設]		

<p>発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>					
<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	1通につき	750円	<p>3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	1通につき	750円
<p>5 (略)</p>	(略)	(略)	<p>4 (略)</p>	(略)	(略)
<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使</p>	1件につき	700円	<p>[新設]</p>		

<p>用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>7 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>戸籍法</u> _____ 第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>	<p>5 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書の交付 又は戸籍法(昭和22年法律第224号) 第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 _____</p>	<p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p>

<p>8 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>1件につき</p>	<p>350円</p>	<p>6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類 _____ _____ _____を閲覧に供する事務</p>	<p>書類1件につき</p>	<p>350円</p>
<p>9~42 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>7~40 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

議案第 49 号

令和 5 年度笛吹市一般会計補正予算(第 10 号)について

令和 5 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 10 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 361,847 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,718,159 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,937,881	82,500	6,020,381
	2 国庫補助金	1,833,853	82,500	1,916,353
19	繰入金	5,027,573	279,347	5,306,920
	2 基金繰入金	4,977,422	279,347	5,256,769
	歳 入 合 計	43,356,312	361,847	43,718,159

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	14,384,666	361,847	14,746,513
	1 社会福祉費	6,636,517	361,847	6,998,364
	歳 出 合 計	43,356,312	361,847	43,718,159

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯への給付金給付事業	359,458
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	557,801